## 岩手県企業局管理規程第4号

企業局公舎管理規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県企業局長 邨 野 善 義

企業局公舎管理規程等の一部を改正する規程

(企業局公舎管理規程の一部改正)

第1条 企業局公舎管理規程(昭和43年岩手県企業局管理規程第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(公舎料)	(公舎料)
第3条 [略]	第3条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 前項の規定にかかわらず、駐車場(公舎に入舎する者が保有	3 前項の規定にかかわらず、駐車場(公舎に入舎する者が保有
する自動車を駐車するための場所をいう。) を有している公舎	する自動車を駐車するための場所をいう。)を有している公舎
の公舎料の額は、同項の規定により算出された額に駐車場1区	の公舎料の額は、同項の規定により算出された額に駐車場1区
画の利用につき <u>1,290円</u> を加算した額とする。	画の利用につき <u>1,310円</u> を加算した額とする。
4~6 [略]	4~6 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

別表を次のように改める。

## 別表 (第3条関係)

		経過年数及び金額(1平方メートル当たり)						
構造延べ面積	延べ面積		5年以上	10年以上	15 年以上	20 年以上	25 年以上	90 /F.N. I.
		5年未満	10 年未満	15 年未満	20 年未満	25 年未満	30 年未満	30 年以上
	50 平方メートル未満	円	円	円	円	円	円	円
	50 十分 アーバル 一	263	223	188	154	121	87	87
	50 平方メートル以上 65 平方メートル未満	321	271	230	189	147	106	106
			271	250	100	111	100	100
木造	<ul><li>65 平方メートル以上</li><li>80 平方メートル未満</li><li>80 平方メートル以上</li></ul>	446	377	319	262	204	147	147
71742		440	377	313	202	204	111	141
		508	429	364	298	233	168	168
	100平方メートル未満		-					
	100平方メートル未満	629	531	451	369	288	207	207
非木造	50 平方メートル未満	261	230	208	187	166	144	127
	50平方メートル以上	326	288	262	234	207	180	162
	65 平方メートル未満	526	200	202	254	207	160	162
	65平方メートル以上	413	365	331	296	263	230	211
	80 平方メートル未満	410	300	551	200	200	200	211
	80 平方メートル以上 100 平方メートル未満	492	434	393	353	312	275	251

100平方メートル以上	629	555	503	451	399	351	321
-------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

備考 「経過年数」は、公舎の建築工事が完了した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算した年数(増築、模様替えその他の工事を実施した公舎で、当該工事に要した費用の額が、当該工事の着手時の直前における固定資産原簿の価格の100分の50に相当する額以上であるものにあっては、その年数から10年を減じた年数。ただし、当該工事の着手時の直前における経過年数が30年以上のものに対する経過年数及び金額欄の区分の適用については、「20年以上25年未満」の区分によるものとし、当該工事が完了した日の属する年度の翌年度の4月1日において、20年経過したものとみなして起算した年数)とする。

(企業局公舎管理規程の一部を改正する規程の一部改正)

第2条 企業局公舎管理規程の一部を改正する規程(昭和62年岩手県企業局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附則	附則
1 この規程は、昭和62年4月1日から施行する。	この規程は、昭和62年4月1日から施行する。
2 この規程による改正後の企業局公舎管理規程(以下「改正	
後の規程」という。第3条の規定により算出した公舎料の額	
が、この規程による改正前の企業局公舎管理規程第3条の規	
定により算出した公舎料の額(以下「旧公舎料の額」という。)	
の 1.3 倍に相当する額を超えるときは、改正後の規程第3条	
の規定にかかわらず、旧公舎料の額の1.3倍に相当する額(当	
該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を10円に切	
り上げた額)を公舎料の額とする。	
備考 改正部分は、下線の部分である。	

第3条 企業局公舎管理規程の一部を改正する規程(昭和63年岩手県企業局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附則	附則
<u>1</u> この規程は、昭和 <b>63</b> 年4月1日から施行する。	この規程は、昭和63年4月1日から施行する。
2 この規程による改正後の企業局公舎管理規程(以下「改正後	
の規程」という。) 第3条の規定により算出した公舎料の額が、	
この規程による改正前の企業局公舎管理規程第3条又は企業	
局管理規程の一部を改正する規程(昭和62年岩手県企業局管理	
規程第2号)附則第2項の規定により算出した公舎料の額(以	
下「旧公舎料の額」という。)の1.15倍に相当する額を超える	
ときは、当分の間、改正後の規程第3条の規定にかかわらず、	
旧公舎料の額の1.15倍に相当する額(当該額に10円未満の端数	
があるときは、当該端数を10円に切り上げた額)を公舎料の額	
<u>とする。</u>	
(世代 ルブカハ) ・	

備考 改正部分は、下線の部分である。

第4条 企業局公舎管理規程の一部を改正する規程(平成5年岩手県企業局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

改正前

附則

- 1 この規程は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の企業局公舎管理規程(以下「改正後 の規程」という。)第3条の規定により算出した公舎料の額が、 この規程による改正前の企業局公舎管理規程第3条又は企業 局公舎管理規程の一部を改正する規程(昭和63年岩手県企業局 管理規程第2号) 附則第2項の規定により算出した公舎料の額 (以下「旧公舎料の額」という。)の1.185倍に相当する額を 超えるときは、当分の間、改正後の規程第3条の規定にかかわ らず、旧公舎料の額の1.185倍に相当する額(当該額に10円未 満の端数があるときは、当該端数を10円に切り上げた額)を公 舎料の額とする。

附則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

第5条 企業局公舎管理規程の一部を改正する規程(平成 12 年岩手県企業局管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

## 改正前 改正後 附則 附 則 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。 この規程は、平成12年4月1日から施行する。 2 この規程による改正後の企業局公舎管理規程(以下「改正後 の規程」という。)第3条の規定により算出した公舎料の額(改 正後の規程第3条第5項の規定が適用される公舎の公舎料の 額にあっては、同条第2項の規定により算出した額)が、この 規程による改正前の企業局公舎管理規程第3条(第5項を除 く。) 又は企業局公舎管理規程の一部を改正する規程(平成5 年岩手県企業局管理規程第3号) 附則第2項の規定により算出 した公舎料の額(以下「旧公舎料の額」という。)の1.082倍 に相当する額を超えるときは、当分の間、改正後の規程第3条 の規定にかかわらす、旧公舎料の額の1.082倍に相当する額(当 該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を10円に切り上 げた額。以下同じ。) (改正後の規程第3条第5項の規定が適 用される公舎にあっては、旧公舎料の1.082倍に相当する額に 改正後の規程第3条第5項に規定する額を加算した額)を公舎 料の額とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。